規格・基準等の事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定 第2条9.2及び第5条6.2に基づくものです。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正案について

下記のとおり、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正することを検討しておりますので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出下さい。

記

1 件名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正案

2 対象品目

酒類及び医薬品を除く飲食料品・農林水産物(加工品を含む)

3 概要

本年7月に署名が行われた日EU経済連携協定を担保し、また、本協定に基づき両国の地理的表示(GI)の相互保護を適切に行うため、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号)の一部を改正するものであり、その主な内容は以下のとおりである。

(1) G I に係る先使用期間の制限等

- ・ G I 登録・指定の目前から、不正の目的でなく、登録・指定G I と同一又は類似の名称を農林水産物等に使用していた場合には、原則として登録・指定の日から7年間に限り引き続きその使用を認めることとする。加えて、相手国の法規に違反した当該相手国の農林水産物等については7年間の先使用期間を一切認めないこととする。
- ・ G I 登録・指定の日前から、不正の目的をもって商標を使用する目的でなく出願された商標登録出願に係る登録商標に限り、引き続きその使用を認めることとする。

(2) 規制対象の拡大等

- ・ 現行では、G I の規制対象は、農林水産物等又はその包装等に貼付する場合とされているが、これを農林水産物等の広告、価格表又は取引書類に使用する場合にも拡大することとする。
- 特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等には、当該特定農林水産物等と 誤認させるおそれのある表示を使用してはならないこととする。

4 適用予定日

未定

5 意見提出先

農林水產省食料產業局知的財產課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-8111 内線4286 FAX 03-3502-5301

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された日から30日間